

施設的设计に当たって

高齢者、障害者の行動特性

高齢者の行動特性

高齢者の肉体的な衰えは、視力、聴力、筋力等をはじめとして様々な要素にみることができます。一般的な傾向として、加齢とともにそれらの様々な要素が総合的に衰えていくものの、実態として、その考え方は個々の高齢者により極めて大きく異なっています。主な高齢者の行動特性として、次の事項が考えられますが、個人差は多様です。

骨格、筋力の衰え

加齢に伴う様々な視力障害

加齢に伴う聴力の低下

視力・聴力だけでなく、平衡感覚の弱り、転びやすい、記憶能力の低下等、感覚機能の低下

基本的な歩行能力の低下

また、精神的な意味での生きがいや意欲、あるいは、人生経験の違いや現在の生活状況の違いにより、個人差は多様です。

高齢社会においては、このように非常に多様な高齢者が存在することを踏まえて、施設づくりやまちづくりをしていく必要があります。

障害者の行動特性

障害者といっても、その障害は一様ではなく、様々な度合いの障害があるので、施設を設計する際には、様々な人々が利用できるよう配慮する必要があります。

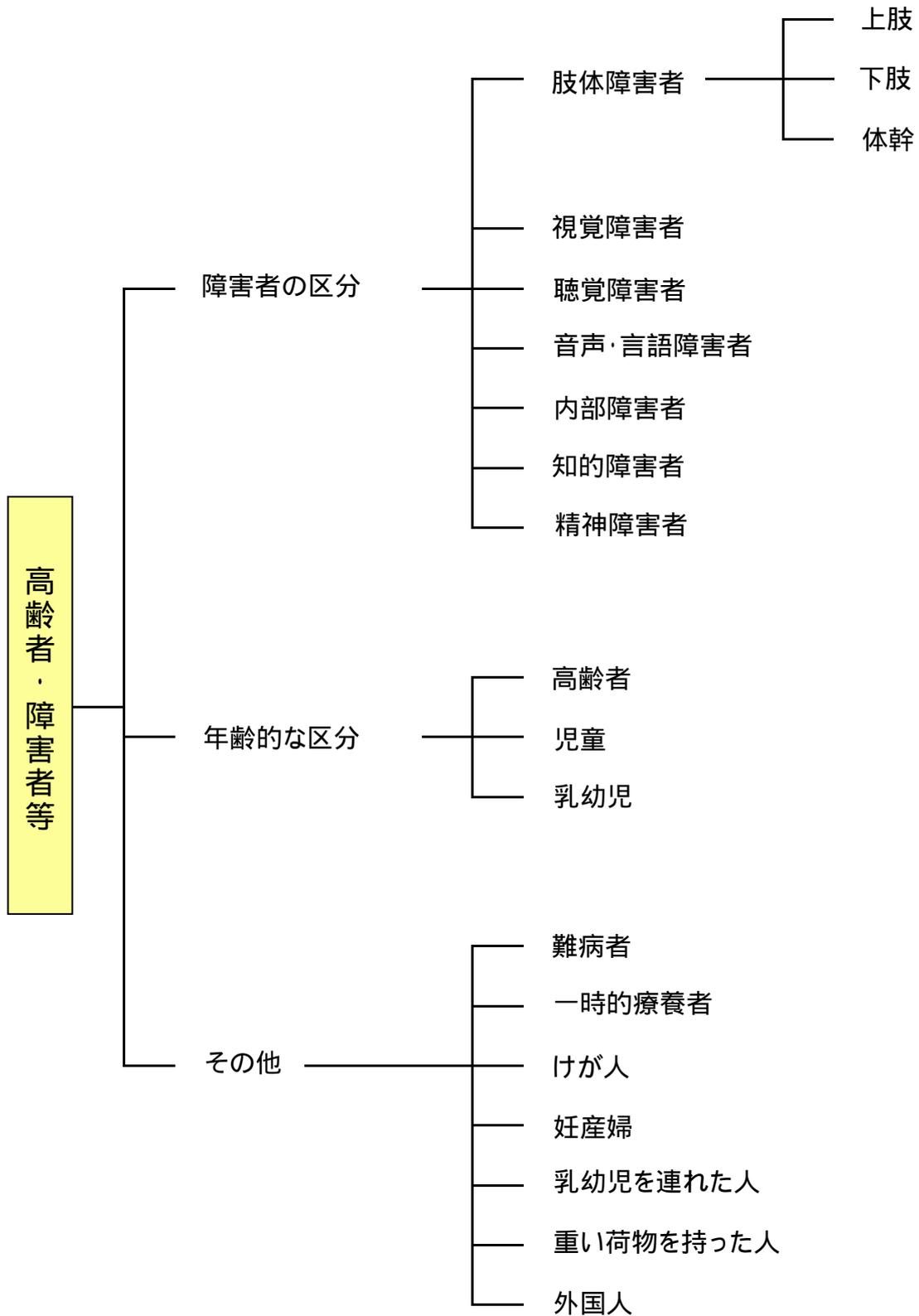
例えば、半身不随の人などに配慮して、トイレのペ - パ - フォルダ - は左右両側に配置する等の設計配慮が必要になります。

だれもが一人で利用できる施設づくりが大きな課題です。必要に応じて、施設側が障害者を介助すれば足りるという対策は、応急処置でしかありません。

たとえ施設側で親切に介助を受けたとしても、障害者にとっては、それが気兼ねになり、心理的なバリア（障害）となりかねません。

障害者という枠決めをして施設計画に付け足すというよりは、障害をもっているでも利用できる、だれもが気軽に利用できる施設づくりが求められています。障害者用施設と健常者用設備とが自然に配置され、また、だれでも利用しやすい動線計画等とすることも必要です。

条例で対象としている「高齢者、障害者等」を具体的に分類すると、次のような区分になります。



設計に当たっての基本的な考え方

すべての人にとって安全快適なユニバ - サルデザインのみちづくりに向けて

「山口県福祉のみちづくり条例」は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者を対象として、すべての人が個人として尊重され、住み慣れた地域で自立した生活を営み、その意志と能力に応じて積極的に社会に参加し、喜びの中で長寿を迎えることができる社会を実現することを目的としています。

このような社会を実現していくためには、施設の設計をする際には、障壁となるものを除去する配慮（バリアフリー - デザインの視点）をはじめとして、はじめからすべての人にとって安全快適なものにする配慮（ユニバ - サルデザインの視点）をする必要があります。

また高齢者、障害者等を含むすべての人に配慮した施設づくり・みちづくりにおいては、次の4つの大きな視点を踏まえた取組が必要です。

高齢者や障害者などすべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるようにします。

高齢者や障害者などすべての人の多様な余暇活動、趣味的活動が可能になるようにします。

高齢者や障害者などすべての人が地域で仕事や生きがいを持って、充実した生活を送れるようにします。

高齢者や障害者などすべての人が多様な世代と日常的に交流し、活気に溢れた毎日を送れるようにします。

バリアフリー - (Barrier Free) とは

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともとは建築用語として使用されてきました。現在では、障害のある人だけでなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられています。(「平成12年版障害者白書」(総理府編)より)

ユニバ - サルデザイン (Universal Design) とは

「ユニバ - サルデザイン」は、「高齢者や障害のある人などを含めた誰もが、はじめから利用しやすいように、施設・もの・サ - ビスなどに配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われます。

「ユニバ - サルデザイン」という言葉は、1980 年前後に、アメリカの建築家のロン・メイス氏が使い始めました。ロン・メイス氏は、障害のある人のために配慮されたものは、他の人にも使いやすいと考え、障害のある人をはじめ、誰もが利用しやすい「ユニバ - サルデザインの 7 原則」を提唱しました。

【ユニバ - サルデザインの 7 原則】

- 1：誰にでも公平に利用できること
- 2：使う上で自由度が高いこと
- 3：使い方が簡単ですぐわかること
- 4：必要な情報がすぐに理解できること
- 5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること
- 6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
- 7：アクセスしやすいスペ - スと大きさを確保すること

「ユニバ - サルデザイン」の考え方は、障害のあるなしに関わらずという視点から生まれましたが、現在では意味が大きく広がり、年齢、性別、身体、国籍などにも関わらず、「すべての人」に利用しやすい環境を整備していくことを意味しています。

(「山口県ユニバ - サルデザイン行動指針 平成 15 年 3 月」(山口県)より)

利用円滑化経路の考え方

利用円滑化経路

多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する動線については、有効幅員の確保、段差解消、障害物の排除等により車いす使用者等が安全にかつ円滑に利用できる整備が求められます。

具体的には、建築物の敷地の接する道等から、利用居室に至る1以上の経路を車いす使用者等が円滑に利用できる経路とし、当該利用居室から車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設に至る1以上の経路についても、車いす使用者等が円滑に利用できるようにすることが必要です。

利用居室

利用居室とは、公共的施設内にある居室のうち、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものをいいます。各利用居室の1の出入口から道等への経路については、上下方向の動線も含めて、1以上を利用円滑化経路として整備する必要があります。

ただし、地上階に利用居室がある場合で、地上階の直上階または直下階のいずれかのみを利用居室がある場合は、地上階にある利用居室までの経路を利用円滑化経路として整備する必要があります。

地上階とは、利用居室がある階のうち直接地上へ通ずる出入口がある階をいいます。通常の建築物では地上1階が地上階になりますが、特殊な階構成の建築物（地上1階部分はピロティのみで、地上2階に利用居室がある場合など）の場合には、利用居室のある階が地上階とあります。

利用円滑化経路における上下方向の移動

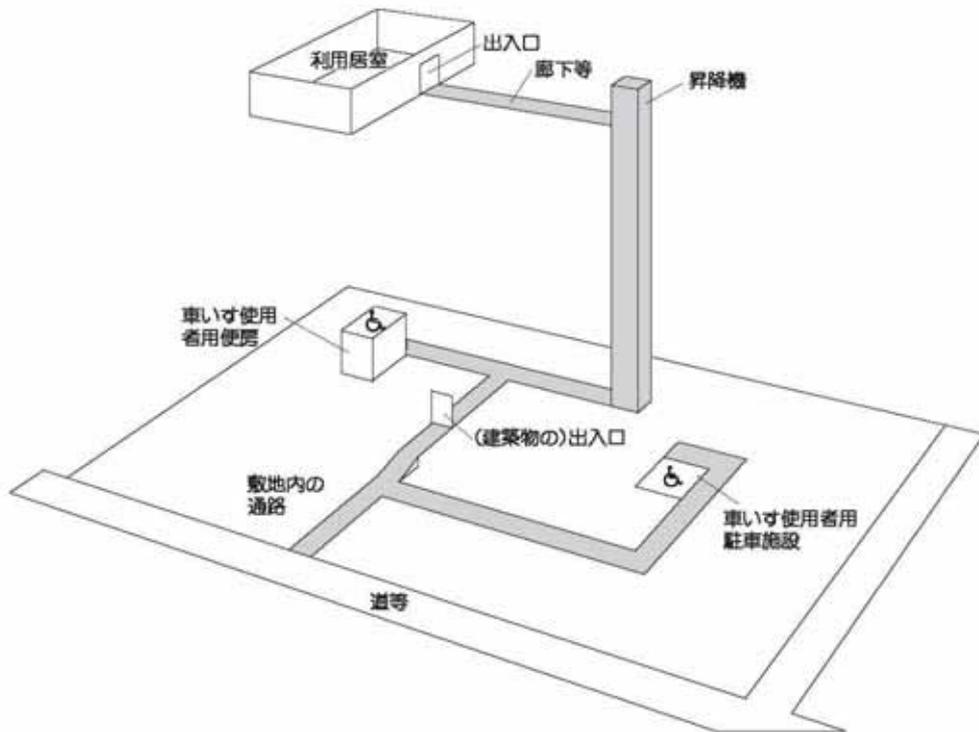
利用円滑化経路においては傾斜路又は昇降機を併設する場合を除いて、経路上には階段・段差設けることはできません。すなわち、垂直方向の移動がある場合は、原則、昇降機又は傾斜路を設置しなければならないこととなります。

ただし、各利用居室間において、垂直方向の連続移動が1層（階）分までは、例外的に、昇降機又は傾斜路の設置が緩和されています。具体的には、地上階に利用居室があり、地上階の直上階又は直下階のいずれかのみを利用居室がある場合などが該当します。

構造等基準

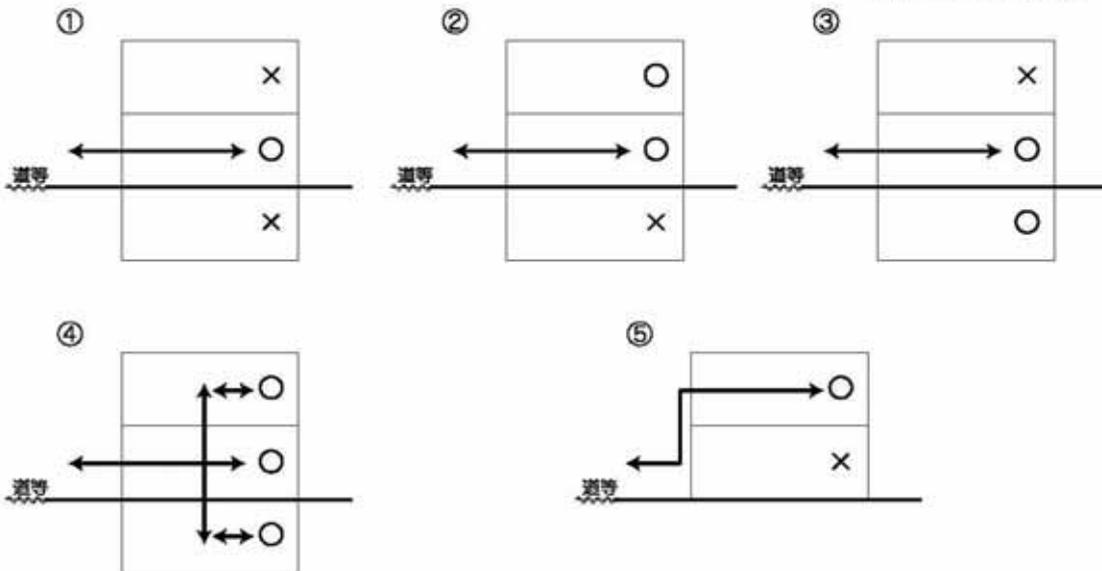
項 目	整 備 水 準
利用円滑化経路 「14-1」 ・ 利用居室までの経路 ・ 車いす使用者用便房までの経路 ・ 車いす使用者用駐車施設までの経路 ・ 公共用歩廊	<p>イから八までに掲げる場合には、それぞれイから八までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路にすること。</p> <p>イ 公共的施設に、多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下「地上階」という。))又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある公共的施設にあっては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室までの経路</p> <p>ロ 公共的施設又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合 利用居室(当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。八において同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ハ 公共的施設又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>ニ 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p>
利用円滑化経路 「14-2」 ・ 傾斜路、昇降機の設置	<p>利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、当該利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>

利用円滑化経路として整備が必要な経路



道等から利用居室までの利用円滑化経路の整備例

- : 利用居室あり
- × : 利用居室なし
- ↔ : 利用円滑化経路としての整備が求められる動線



視覚障害者利用円滑化経路の考え方

視覚障害者利用円滑化経路

不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する案内設備を設ける場合には、案内設備までの動線は視覚障害者を円滑に誘導することができる経路とすることが求められます。

具体的には、建築物の敷地の接する道等から案内設備までの経路について、視覚障害者誘導用ブロック等又は音声誘導装置を設置することにより適切な誘導を行うようにすることが必要です。

案内設備

案内設備とは、建築物等の施設全体を把握することができる案内板、モニタ - 付きインターフォン等の音声案内装置又は人的対応により案内情報を提供する案内施設等の設備をいいます。

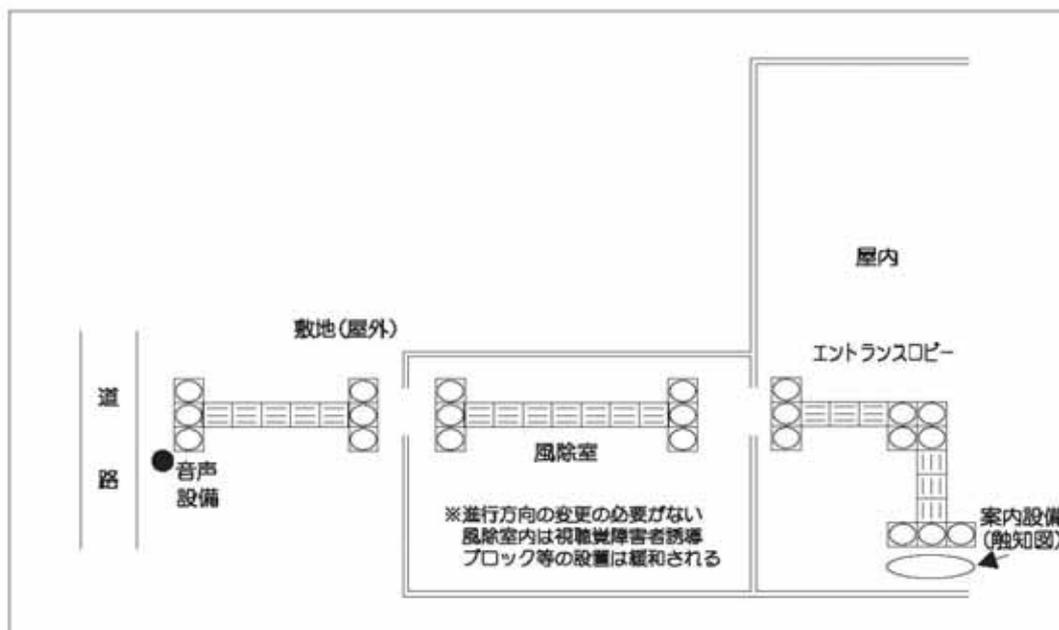
人的な対応による案内

道等から案内設備までの経路が視覚障害者利用円滑化経路となりますが、直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できる位置にある管理事務室等において、常時勤務している者の対応により、当該出入口から案内設備までの案内誘導ができる場合については、出入口から案内設備までの視覚障害者誘導用ブロック等の整備規定は緩和されています。

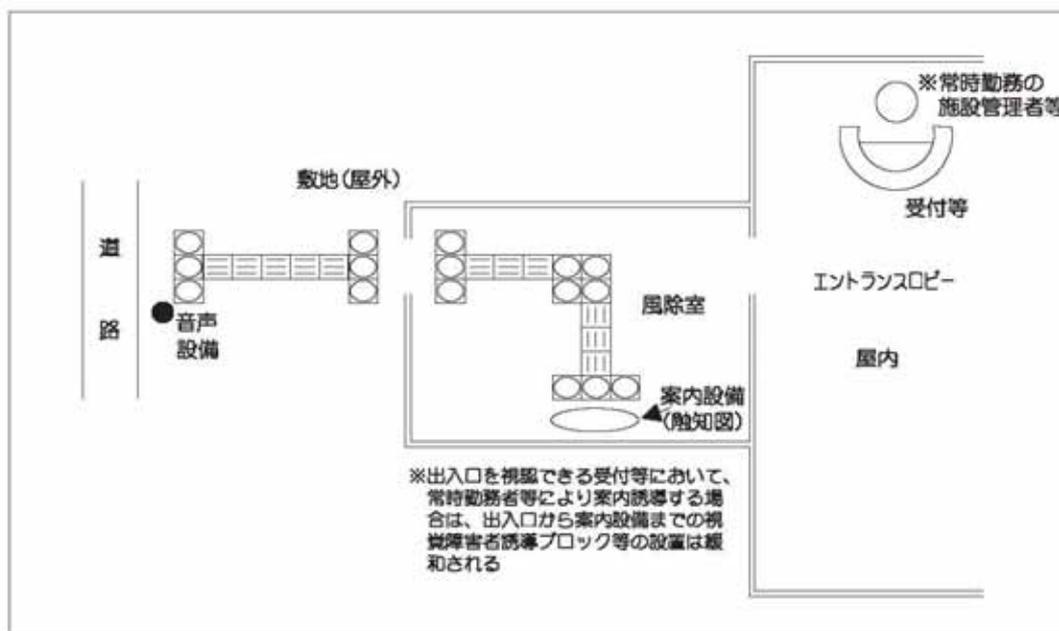
構造等基準

項 目	整 備 水 準
<p>視覚障害者利用円滑化経路 「15-1、2」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線状ブロック等 ・点状ブロック等 ・音声誘導装置 	<p>公共的施設又はその敷地に当該公共的施設の案内設備を設ける場合は、道等から当該案内設備までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路にすること。ただし、道等から案内設備までの経路が建築物である路外駐車場に設けられている場合又は公共的施設内にある当該公共的施設を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等(視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等(視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>ロ 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等が敷設されていること。</p> <p>(1) 車路に近接する部分</p> <p>(2) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く。)</p>

視覚障害者利用円滑化経路の整備例



凡例 □ 点状ブロック等
≡ 線状ブロック等



凡例 □ 点状ブロック等
≡ 線状ブロック等

設計マニュアルの見方

基本的な考え方

「山口県福祉のまちづくり条例」においては、構造等基準、公共的施設の新築等の際の努力義務、特定公共的施設の新築等の際の適合義務が定められています。

本設計マニュアルでは、建築物、道路、公園、建築物でない路外駐車場について、基本的な考え方、構造的基準の解説、図解などをまとめています。

さらに、高齢者、障害者等をはじめとするすべての人に対応した施設づくりに向けた自主的な取組を促進するために、設計標準や望ましい配慮についても紹介しています。

整備基準について

構造等基準

山口県福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている構造的基準を整理しています。

(巻末の「構造等基準」に一括して掲載しています。)

設計標準

「構造等基準」の内容は、公共的施設の整備促進を図る上での基本的な整備水準を規定したものであり、施設を円滑に利用できるための不可欠なものです。しかしながら、これだけでは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人、けがをしている人などへの配慮としては、決して十分であるとはいえません。

ここでは、さらにユニバーサルデザインの観点から標準的に整備すべきと考えられる整備水準について、「設計標準」として整理しています。

なお、建築物において、設計標準とバリアフリー新法の利用円滑化誘導基準は、概ね同程度の内容となっています。

バリアフリー新法の利用円滑化誘導基準に基づく整備を行った場合は、認定を受け、容積率の特例、税制上の特例措置、低利融資などのメリットを受けることができます。

望ましい配慮

「構造的基準」や「設計標準」を越える、より望ましい整備標準や利用者等からのヒアリングにより得られた知見、意見を「望ましい配慮」として整理しています。

ペ - ジの構成について

基本的な考え方

それぞれの項目ごとに設計する際の基本的な考え方を整理しています。

整備水準

それぞれの整備水準ごとに、項目・整備内容・解説をまとめています。

「 」印：構造等基準

「 」印：設計標準

「 」印：望ましい配慮

基本的な考え方

構造等基準

設計標準

2 駐車場		駐車場	
【基本的な考え方】			
<p>誰もが自由に行動するためには、自動車による移動の前提となる駐車場の整備が重要となります。駐車場には、車いす利用者駐車施設を確保し、駐車施設から主要な出入口までの通路を車いす使用者などが安全に、かつ、円滑な通行できるようにすることが必要です。</p> <p>車いす利用者駐車施設は、車いす使用者の利用のみに限定されるのではなく、その施設の利用を必要とする障害者などのために整備されるものであるため、一般の利用者が使用しないようなルールを明示するなど適切な管理を行うことが求められます。</p>		<p>誰もが自由に行動するためには、自動車による移動の前提となる駐車場の整備が重要となります。駐車場には、車いす利用者駐車施設を確保し、駐車施設から主要な出入口までの通路を車いす使用者などが安全に、かつ、円滑な通行できるようにすることが必要です。</p> <p>車いす利用者駐車施設は、車いす使用者の利用のみに限定されるのではなく、その施設の利用を必要とする障害者などのために整備されるものであるため、一般の利用者が使用しないようなルールを明示するなど適切な管理を行うことが求められます。</p>	
構造等基準		望ましい配慮	
項目	整備基準	項目	整備基準
駐車場「6-1」 車いす利用者 駐車施設	多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けること。	屋根、ひさし	雨天時等利用に配慮し、車いす利用者駐車施設及び通路には、屋根やひさしを設けます。
駐車場「6-2」 有効幅員 案内表示	車いす利用者駐車施設は、次に定める構造とすること。 イ 有効幅員は、350cm以上であること。 ロ 車いす利用者駐車施設又はその付近には、車いす利用者用駐車施設である旨が見やすい方法により表示されていること。	誘導標識	・ 進入口から車いす利用者駐車施設までの経路には、車いす利用者用駐車施設施設の位置を示す誘導標識等を適切に設けます。
駐車場「6-3」 位置	車いす利用者駐車施設は、利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	安全対策	・ 駐車場内の見通しの悪い箇所には、カ・ブミラ・等を設置します。 ・ 夜間でも安全に利用できるよう、蛍光塗料の使用、照明設備の設置等の配慮をします。
案内板その他の 設備「13-7」 案内板その他の 設備	車いす利用者駐車施設が設けられている施設にあっては、当該施設又はその敷地内に、車いす利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車いす利用者用駐車施設を容易に視認できる場合は、この限りではない。	優先利用案内	・ 車いす利用者駐車施設の付近には、非常時に備えて呼出設備等を設けます。 ・ 身体障害者等の優先利用施設であることを音声等により案内する設備を設置します。
案内板その他の 設備「13-9」 案内所	案内所を設ける場合は、「13-7」の規定は適用しない。	料金支払い	・ 駐車料金の支払いを機械式とする場合は、車いす利用者が見やすい機械を設置します。
設計標準		タクシ・乗り場	・ 必要に応じてタクシ・乗り場を設けます。 ・ タクシ・乗り場と道路との間に段差が生じないように、緩やかな勾配等を設けます。 ・ 待ち廻りスペースを十分にとり、乗降時に支障のないようにします。 ・ タクシ・乗り場は、リフト付き車両などにも対応できるように配慮します。 ・ タクシ・乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字や記号で設置します。 ・ 雨天時等利用に配慮し、タクシ・乗り場には、屋根やひさしを設けます。 ・ タクシ・乗り場には、高齢者や障害者等が利用しやすいベンチなどを設けます。
項目	整備基準	項目	整備基準
設置数	・ 車いす利用者駐車施設の設置数は、駐車台数の合計に応じて、次のとおりとします。 - 50台 1以上 51 - 200台 (駐車台数の合計) × 1/50以上 200台 - (駐車台数の合計) × 1/100 + 2 以上	【BF】利用円滑化誘導基準	「BF」利用円滑化誘導基準 施設は切り上げとします。
歩車道の分離 配置	・ 駐車場内の歩道と車道を分離し、安全性を確保します。 ・ 地下及び立体駐車場である場合は、エレベ・タ・付近に車いす利用者用駐車施設を設けます。		
奥行き	・ エレベ・タ・のない駐車場である場合は、地上1階の利用しやすい位置に車いす利用者用駐車施設を設けます。		
床面	・ 車いす利用者用駐車施設の奥行きは、トラックから荷物も出し入れ可能なスペースが確保できる長さとし、 ・ 床面は、濡れても滑りにくい材質とし、車いすが自然に動きやすいよう水平性を確保します。		

望ましい配慮

[BF] 利用円滑化誘導基準...バリアフリ - 新法の利用円滑化誘導基準と同一の整備水準であることを示しています。

項目欄の「 」内の数字等は、山口県福祉のまちづくり条例施行規則別表第2における項・号を示します。